

二輪車リサイクルシステムのながれ

排出者

①ご不明な点は、
電話でお問合せ

二輪車リサイクルコールセンター
TEL:03-3598-8075

②バイクを確認

対象車両・引取基準などをご確認下さい。運輸支局または市区町村へ、廃車手続きを行なって下さい。

③持込先を選択

持込先は2パターン。どちらかのルートでお持込み下さい。最寄の指定引取場所・廃棄二輪車取扱店は、コールセンターまたはホームページでご確認下さい。

指定引取場所へ持込む場合

④バイクと必要書類を持込む

廃棄二輪車取扱店へ
持込む場合

④バイクと
必要書類を持込む

廃棄二輪車取扱店



⑤管理票の記入

店が運搬

運搬料金が
別途必要

二輪車リサイクルシステム

指定引取場所

⑤管理票の記入

運搬料金はリサイクル料に
含まれます。

処理再資源化施設

二輪車リサイクルシステムのご利用に際し、リサイクル料金のご負担はありません。
事業者(メーカー等)の責任において適正にリサイクルします。

対象車両

○参加事業者が製造または輸入し、国内で販売したオートバイ。

引取基準

○ハンドル、車体(フレーム)、ガソリンタンク、エンジン、前後輪(ホイール)が一体となっている状態。

- ・可動・不可動は問いません。
- ・各パーツがバラバラの状態では、対象外。
- ・ごみ類や後付部品等は、事前に取除く。
- ・オイル・ガソリン等の漏れがある場合、抜取る。
- ・電動二輪車の小型二次電池(動力用充電電池)や充電器は対象外。

持込時に必要な書類

○バイクの所有者が確認できる書類

- ・原付 → 廃車申告受付書等
- ・軽二輪 → 軽自動車届出済証返納済確認書等
- ・小型二輪 → 自動車検査証返納証明書等

運輸支局・市区町村に登録・届出されているバイクをリサイクルすることはできません。
(廃棄二輪車取扱店に廃車手続きを依頼することが可能な場合もあります。)

○排出者の本人確認書類

- ・免許証、健康保険証、パスポート等

所有者と使用者が異なり、使用者が持込む場合、「所有者より廃棄及び処理再資源化に関する一切の権限を付与された者」として、所有者との間に問題が生じた場合の全責任を負う旨の誓約(署名)が必要。